時事新報

繁文省略

近來は繁文省略の政行はれて或は御の字を省き或は副本を廢し人民の請願は口頭を許し諸件の伺に往復端書を妨なしと爲し就中下馬下乘の制限に至りては諸官省廳ともに之を廢止して其出入を自由にしたる等孰れも進步の事に似たれども官民雙方の手數を省いて其便利を增したるもの少しと云ふ可らず尙ほ右の外にも實際に就て省略の方法を考へたらば樣々の工風あるは勿論にして時に局外の觀者をして且つ其事の繁雜冗務なるを疑はしむる次第なきに非ず試に我輩の思附きたる一二の箇條を揭げんに

例へば國道縣道の距離を測量して其里程標を樹るの場合に何間何尺(時としては何寸)と迄仔細に寸尺を記すは甚だ精密なるが如くなれども道の凹凸の相違に依り若くは屈折の如何に應じて僅の距離に忽ち何間何尺の差を生ず可きは無論、延て之を百千里の遠に及すときは益々精確を失ふて實數を知る可らず假令へ之を知ればとて人事に差したる利益もなかる可きに然るに各地道路の標程を見れば一里若くは數里每に何々縣廳を去る何里何町何間何尺また郡役所を去る同く云々と微細の測量は實に驚くに堪へたり此何間何尺は如何なる測量に由て得たるものか經緯の實測に出でたる直徑にもあらず道路の中心線を精密に定め厘毫も左右に偏することなくして其線の長さを測りたるものにもあらざる可し鐵道線路の距離の如きは軌條の長短を精測して微細の里程を知ること極めて容易なれども多くは一チエーンを以て最低單位と爲し幾哩幾チエーン若くは一チエーンの何分の一とのみ記して何尺に涉らず然るに茫漠たる道路の里標に仔細に其間尺を測りて誤なきを期せんとするは最も我輩の解せざる所にしてこれが爲めに今日まで幾何の手間を費したることならん人事に益なき勞と云ふ可し故に道路の距離の如きは其單位を町以上にするか若くは何十間に止めて間尺の微細に及ばざるも事に妨なくして亦以て地方雜務の一部分を省略するに足る可し

次は收支豫算の事にして中央政府地方廳若くは郡役所戶長役場に論なく凡そ事務の官邊に屬する者は尋常私家の帳簿に較べて其豫算は實に微密を悉すが如し例へば政府が尋常歲入の項目を擧ぐるに當りても煙草稅よりは何百何十何萬圓以下何十何錢厘の收入あり其他酒造稅醬油稅は云々なり或は作業益金も同く何錢厘にして貸附金は如何又臨時收入は如何とまでに計算の緻密なるは精確を示すが爲めに必要ならんなれども百項悉く錢厘の位を存して收入決算と符節を合はしたる手際を占めんとするは實際の許す所に非ざる可し支出の豫算に至りても亦然り何省何局一ヶ年の定額より府縣警察監獄事務の細項節目或は又郡役所戶長役場の筆紙墨料、薪炭雜費に至るまで微密に其算を立てんとすれば錢厘の細に涉るは已むを得ざる所ならんなれども元來豫算は唯その數の大略を見積りたる者なれば決算に符合して厘毫も違ふことなからんとするも人事の許す所にあらず却て其數の異あることろ當然なれば豫め之を何萬何千の全數に止むるか或は然らざるも下ての單位を最低單數と爲して穩當なる可し今の如く錢厘の小數を豫算するは之を評して無益の繁文と云はざるを得ず英米諸國の歲計收支豫算には多く全數を用ひて微細に涉るものと雖も磅或は弗を最低單位にするの當よして日本の如く悉く錢厘を存するの計算は我輩の未だ見ざる所なり

決算表は之に反し實地に收支したる金額を有の儘に登記すべき者なれば錢厘毛絲細々ますく差支なきが如くなれども一方の弊を擧ぐれば僅に三四厘の數の合はざるが爲めに非常の手間を費して尙はいよく符節を合はすに至らざる時は其違算の原を質して之を其筋の上官に申達し指令を待つなどの慣例なれば出納の事に與る者は小心翼々として帳簿面の整理を圖るに熱心して數錢を拋ち銀行爲替にして遙々他の地方に送るなども珍しからずと云ふ東京府下の或る會社にて地方の役所より一厘の支拂切手を振込まれたるの奇談は我輩の曾て傳聞したる事實にして固より極端の奇なりと雖ども今の官邊の往復文書の中には唯單に受取證の所用ある爲めに二錢にて濟む可き尋常の書簡に六錢の書留料を拂ひ、一音信十五錢限りにては電信局より證を發せざるが故に餘分に三錢を投じて發送の證左を求むるが如きは珍しからずとぞ若しも其人の德義に訴へて疚しき所あらずとすれば支拂報告に一々受取證を附帶せしむるの必要なくして隨て無用の手間と費用とを省くに足る可しと我輩の竊に堪へ難く思ふ所なり

右は我輩が偶然思附きたるまゝに一二の事實を記したるものなれども官邊の實際に立入りたらば尙は樣々の例證ある可し要するに精密を望んで却て繁雜に流るゝものあれば更に便宜の法を設けて其手數を減ずるの工風はなきや局に當る人にして銘々虛心に考へたらば必ず良き分別あるべし我輩の聞かんと欲する所なり

官報

○宮內省告示第六號
來ル十一日紀元節ハ午後　行幸在ラセラルヽニ付正午十二時以後參拜ノ輩ニ限リ正門ノ通行ヲ止ム
明治廿二年二月九日　宮內大臣子爵土方久元

○遞信省告示第十四號
明治十九年遞信省告示第百十五號水液脂肪類見本ヲ交換シ得ル國名中ヘ西班牙諸殖民地、丁抹領西印度ノ二國ヲ追加シ及ヒ右各國ノ內日耳曼ヘ云々ノ次ヘ左ノ一項ヲ追加ス
明治廿二年二月九日　遞信大臣子爵榎本武揚
丁抹西印度ヘ差出ス脂肪品ニ限リ溶解ノ難易ニ係ハラス彈テ第一項ノ規定ニ據リ之ヲ包裝スヘシ

○桑港在留本邦人員　昨年十二月三十一日調在米國桑港領事館管內在留本邦人の數は公用男三人、女一人、留學、商用其他男千三百十九人、女二十一人合計男千三百二十二人、女二十二人なり(外務省)

雜報

○チャンバリン氏夫婦を祝す　英國聯合自由黨の領袖チャンバリン氏は去暮其新夫人と相携へて米國より歸りし事の次第は既に本紙に記載せしが一月五日氏の故鄉なる英國バーミンハム府發の報を見るに氏は此程夫人と共に同地に來りし處氏と同主義の者は勿論兼て政治上にては氏を嫌忌し居る輩までも共に一大饗宴を開て之を祝したるよし中にも同府の婦人達よりチャンバリン夫人へ呈したる二箇の贈物の如きは目を驚かす計りにて一は七十三の眞珠を美麗なる絹絲にてつなぎ一箇の金剛石を附し凡二千磅(凡一萬圓)を値する首掛、一は上等の金剛石五十五を附し金銀もて飾りたる髮針にて頭を轉すれば金剛石の光彩あたりを射る樣に作りたるものなり氏の撰擧區より夫人に贈りたるは金の腕飾及び胸針にして是亦立派云ふ計りなく其他彼方にも此方にも此夫婦を招待する者多く大抵は斷りたれど尙は二千以上ありて殆んど應接に遑なきやどなりしと云ふ

○後藤伯の招待　來る十六日神奈川縣三浦郡浦賀の有志者は同地淨正寺に後藤伯を招待して大懇親會を催さん迚一昨八日同地有志の總代として井上三郎氏が同伯を訪ひ其來會を請ひしに快く承諾を得たるに付いよく同日に開會の筈なるが發起人は同地の豪商臼井儀平、宮井清左衛門及び縣會議員古谷正橘氏其他の數名なりと云ふ

○東京府會　去る六日は午後五時四十分より開會し副議長芳野世經氏は昨今議員の欠席多きを以て寧ろ暫時休會して來る十三日より開會すべき旨を報道し又敎育費中の旅費(四百圓)は過日の議決に依り行軍に關する費額を除去すれば三百七圓餘となりたる旨をも報告して敎育費の二次會を結了し、次に救育費(二萬三千四十四圓)の第二次會を開きて瘋癲院費を議し俸給は原案に、雜給は常置委員の意見にて其費額を減し原案の如くに病室建增及模樣替費は常置委員の意見にて狂躁室木造四十坪を增築し且つ在來の狂躁室三十二坪を病室に改築する事に、患者費は同じく常置委員の意見にて更に上等十五名、下等十三名、施療三十八名の患者を入院せしむる割合に決して此二次會を終り、次に臨時議案の廿一年度雜收入追加を議了したる後更に監獄費(十七萬九百六十三圓)の第二次會を開き俸給は原案に、雜給は常置委員の修正に決し、未決囚の項に移り角田眞平氏は當時の模樣は承知せざれど昨年の裁判所に於て公判の夕刻までも開廷したる時囚徒が其空腹に堪へ難きを訴ふるを以て幾時に夕飯を喫するやと問ひたるに午後三時二十分なりと答へしかば尙は附添の看守等に尋ねしにソハ規則に依るなりと答へたり右は他に適宜の方法を施すに由なきやと質問したれば高木正年氏は嘗て四十八番(角田)より其話もありたれば過日市ヶ谷監獄分署に赴きたるに當り之を典獄に尋ねたるに如何にも三時二十分なりとの事なり依て其時刻を改正し難きやと問ひたるに何分服役先より歸監せしむるに定時限もあり且つ監獄內に飮食せしむれば監內を不潔にするの患もあれば衛生上にも關する事ゆゑ旁々時間を改正するには種々の差支あるなり併し其食室に充つべき場所さへ設置せば歸監の後に喫飯せしむるも可なりと答へしが其後浴室の側に此場所を新設して不日實施すべき都合なりと聞けり又石川嶋分署に於ても此事を言出でたるに多分出來得べしとの事なりと述べ、番外二番は當時は三時卅五分となれりと答へ、番外一番(村上警視)も監獄則には別に幾時との制限なきも取締の必要上よりして此の如き運びに至りしならん兎に角主任を取調べ然るべく改正の上報告すべしと答へ須藤時一郞氏は粗食は囚徒の事ゆゑ仕方なしとするも責めて喫飯の時間丈は人間並に改めたき事なりと望み、福地源一郞氏も決して其內規に立入る譯に非ざれども食堂にして設置せば改正し得べしとの事なれば相當の費用を支出するに付普通の時間通り喫飯させたしと求め、番外一番(村上)は時間は主任者にて處置し得べければ其旨を主任に命ずべし尤も當時とても日の長短に從ひ其服役時限に差違あれば隨て喫飯時刻にも遲速あるなり併し各員よりの注告もあれば取調の上改正すべしと答辯し、夫より逐項審議せしが別に異論もなく常置委員の修正に同意し此總費額を十六萬八千七十八圓餘に減ずる事に決し次に別議案なる監獄費中の給與錢豫算(七千六百七十圓)の第二次會を開きたり此給與錢は服役囚徒に給與すべき工錢にして是迄は監獄則に依り其筋より直ちに支給し來りしを昨年內務省訓令第二十二號に依り本年度より監獄費中に編入せしものなるが爲に議論もなく直ちに原案に決し、次に監獄建築修繕費(一萬二千五十一圓)の第二次會を開きて建築費を議し鈴木信仁氏の發議したる一修正の外は孰れも常置委員の修正に決し他の修繕費等は次會に讓り散會したるは午後七時過なりし

○議員に撰ばるゝ秘法傳授　此程の本紙上に候補者の廣告と題し大坂府ト及び石川縣下に於ける府縣會議員

撰擧爭ひの
黨の人々を
たる趣を記
に一種異樣
きにあらず
一市町
一縣會
右ヘ擧者
レク研究
縣會議員
ベキヲ信
授可致候
々ヘ下名
申候ニ付
ヘ仕方ナ

明治廿

○清國通信
清帝の大婚
噂あり當時
し帝は未だ
の折柄と云
を皇太后に
が巳に時事
五年正月即
に決し今や
廷の用意に
尤も宮殿一
の嫁衣は總
は江西景德
の類に至る
に供する粧
辦處より內
體長大なる
局よりは一
支給したる
ば委細の模
歲晩の市況
し氣勢を張
外面の贅澤
はずとの噂
は商海に大
此の如くな
はせしは內
は當上海の
般の盛衰は
是迄は同業
なき程なり
の好況を呈
於ても紅茶
兩替店の閉
り蘇州福州
閘の巨額な
遂に委しか
の株式など
るものなり
見たること
の學者中に